

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

「SDSの交付」、「ラベル表示」、「リスクアセスメントの実施」が必要となる物質を定める「労働安全衛生法施行令別表第9」に下記27の化学物質が追加される予定です。(施行予定日 平成29年3月1日)

〈労働安全衛生法施行令別表第9へ追加される27物質〉

亜硝酸イソブチル	N-ビニル-2-ピロリドン
アセチルアセトン	ブテン
アルミニウム	プロピオンアルデヒド
エチレン	プロペン
エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	1-ブロモプロパン
クロロ酢酸	3-ブロモ-1-プロペン(別名臭化アリル)
O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O'O"-ジエチル=ホスホロチオアート	ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム
三弗化アルミニウム	ヘキサフルオロプロペン
N, N-ジエチルヒドロキシルアミン	ペルフルオロオクタン酸
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	メチルナフタレン
ジクロロ酢酸	2-メチル-5-ニトロアニリン
ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名DEP)	N-メチル-2-ピロリドン
水素化ビス(2-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム	沃化物
テトラヒドロメチル無水フタル酸	

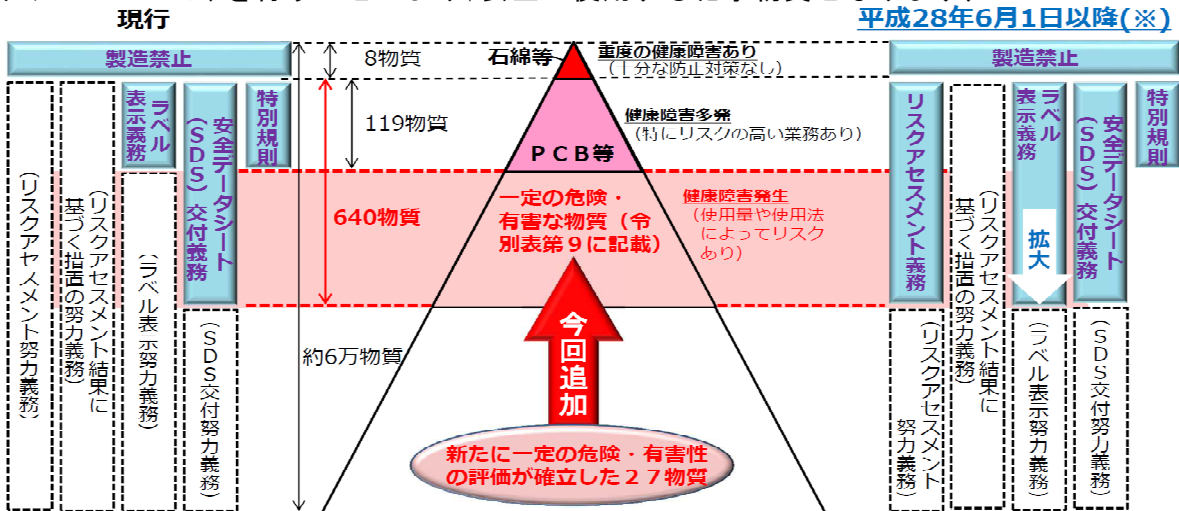
局所排気装置の設置・届出・定期自主検査ならびに
作業環境測定についてのお問い合わせは下記担当者まで

対策エンジ課 尾崎克年、渡邊大輔(局排の設置・届出・点検)
環境調査課 中西正彦(作業環境測定)
作業環境課 青柳容子(作業環境測定)
営業部 望月久彰

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 背景

労働安全衛生法施行令別表第9に追加されることにより、取扱事業者自らその化学物質の有害性(ハザード)を調査しなくとも、国際的に評価された有害性情報等が安全データシート(SDS)として取扱事業者に提供されるため、適切に危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)を行うことにより、安全に使用する化学物質となります。



※ 労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)等による改正₁

2. 改正内容

- 1) 一定の有害性が明らかとなった下記27の化学物質が、労働安全衛生法施行令別表第9に追加されます。
- 2) アルミニウムについては、粉状のものに限り化学物質等の名称等の表示義務の対象となります。
- 3) GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく分類を踏まえ、追加対象物質を含有する製剤その他の物に係る裾切値(当該物質の含有量とその値未満の場合、表示義務等の対象としない)を設定します。

物質名	裾切値	
	ラベルの表示	SDS(通知) リスクアセスメント
亜硝酸イソブチル	1%未満	0.1%未満
アセチルアセトン	1%未満	1%未満
アルミニウム	1%未満	1%未満
エチレン	1%未満	1%未満
エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	1%未満	0.1%未満
クロロ酢酸	1%未満	1%未満
〇-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=〇'〇"-ジエテル=ホスホロチオアート	1%未満	1%未満
三弗化アルミニウム	1%未満	0.1%未満
N,N-ジエチルヒドロキシルアミン	1%未満	1%未満
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	1%未満	1%未満
ジクロロ酢酸	1%未満	0.1%未満
ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名DEP)	1%未満	0.1%未満
水素化ビス(2-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム	1%未満	1%未満
テトラヒドロメチル無水フタル酸	1%未満	0.1%未満
N-ビニル-2-ピロリドン	1%未満	0.1%未満
ブテン	1%未満	1%未満
プロピオンアルデヒド	1%未満	1%未満
プロペン	1%未満	1%未満
1-プロモプロパン	1%未満	0.1%未満
3-プロモ-1-プロペン(別名臭化アリル)	1%未満	1%未満
ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム	1%未満	1%未満
ヘキサフルオロプロペン	1%未満	1%未満
ベルフルオロオクタノ酸	0.3%未満	0.1%未満
メチルナフタレン	1%未満	1%未満
2-メチル-5-ニトロアニリン	1%未満	0.1%未満
N-メチル-2-ピロリドン	1%未満	0.1%未満
沃化物	1%未満	1%未満

3. 施行日

平成29年3月1日(予定)

ただし、この政令の施行の際、現に存在する追加対象物質について、名称等の表示に係る法第57条第1項の規定は、平成29年8月31日まで適用しないこととします。